

加盟団体 各位

公益財団法人全日本仏教会  
事務総長 和田学英  
[公印省略]

## 令和 8 年経済センサスー活動調査の実施について

拝啓 時下愈々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会に対しましてご協力をいただいておりますこと、心より御礼申し上げます。

さて、現在、総務省・経済産業省では「令和 8 年経済センサスー活動調査」を実施しております。つきましては、下記をご清覧のうえご対応いただきますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

### 記

- 1 令和 3 年 5 月 24 日の発送資料より確認される事項 ※過去の添付資料あり。  
「宗教団体『調査票』の記入上の留意点」
  - ① 宗教法人法第 6 条第 2 項に規定する公益事業以外の事業に係る収入を記入する。(所謂、「収益事業」を行っている場合のみ記入)
  - ② 喜捨、お布施、拝観料、献金、玉串料などは含まない。
  - ③ ①の総売上(収入)金額が 5 千円未満または売上(収入)がない場合は、「0」万円と記入する。
- 2 本書面が周知される前に提出期限を迎えている場合があると思われませんが、統計法第 13 条及び第 61 条に則り、罰則される場合もありますので必ずご回答ください。

以上



- 経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。
- 調査票は令和3年5月末日までにお届けします。調査員による回収だけでなく、インターネットによる回答もできます。(インターネットによる回答は6月8日(火)までにお済ませください。)



◆『宗教団体「調査票」の記入上の留意点』

<調査票を配布する事業所>

専従で有給の従業者(役員などを含む)がいれば、調査票が配布されます。

○調査事項 『11 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目』

(『記入のしかた』 p 8参照)

・宗教法人法第6条第2項に規定する公益事業以外の事業に係る収入(例：駐車場収入、借地・借家等の収益事業の収入)を記入してください。喜捨、お布施、拝観料、献金、玉串料などは含めません。

・年間総売上(収入)金額が5千円未満又は売上(収入)金額がない場合は、「0」万円と記入してください。

その際、調査事項『10 消費税税込記入・税抜記入の別』欄は「②税抜き」を○囲みしてください。(インターネット回答する場合の必須項目)

★注)「新設」の事業所の場合「産業共通調査票」の記入上の留意点

※調査票を配布する事業所は上記存続事業所と同じ

○調査事項 『5 この事業所の主な事業の内容(1)(2)』

(1) 主な事業の内容	(2) 生産品、取扱い商品又は営業種目
宗教法人(〇〇系)	①
	②
	③

(1) 仏教系、神道系、キリスト教系などの種類が分かるように記入してください。

(2) 左記①②③欄は記入不要です。

(『記入のしかた』 p 4参照)

○調査事項 『10 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目』

上記と同様に宗教法人法第6条第2項に規定する公益事業以外の事業に係る収入を記入

(『記入のしかた』 p 8参照)

・年間総売上(収入)金額が5千円未満又は売上(収入)金額がない場合は、「0」万円と記入してください。

その際、調査事項『9 消費税税込記入・税抜記入の別』欄は「②税抜き」を○囲みしてください。(インターネット回答する場合の必須項目)

コールセンターのご案内

調査票の記入方法など 調査全般について	インターネット回答 について
0120-430-103 通話料無料	0120-619-730 通話料無料